

# 石川県公報

令和4年2月24日(木曜日)

号 外

(第13号)

## 目 次

- 人事委員会  
○石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

1

## 人 事 委 員 会

石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年二月二十四日

石川県人事委員会

### 石川県人事委員会規則第三号

石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則(令和二年石川県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「この条及び第十一条において」を削る。

第十四条第一項第一号中「(給与条例第十九条第一項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)」を削る。

第十七条第一項中「において読み替えて準用し、及び条例第五条第四項においてその例によることとされる」を「及び第五条第五項において読み替えて準用する」に改め、同条第二項中「条例第三条第一項に規定する」及び「(第二号会計年度任用職員にあつては、条例第五条第四項においてその例によることとされる給与条例第十九条第一項に規定する基準日)」を削る。

附則第二項中「(令和二年六月一日を基準日(条例第三条第一項に規定する基準日をいう。以下同じ。))とする期末手当の算定上、在職期間が六月に満たない者にあつては、任命権者が定める数)」を削り、「十四・五五」を「十四・五」に改め、「(令和二年六月一日を基準日とする期末手当の算定上、在職期間が六月に満たない者にあつては、任命権者が定める数)」を削り、「除して待た額」の下に「(以下「加算額」という。)」を加える。

附則第三項中「前項の規定による」を削る。

附則第五項中「同項の規定による」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定(「十四・五五」を「十四・五」に改める部分に限る。)は、令和四年四月一日から施行する。

